

社会福祉法人友和会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35第1項並びに社会福祉法人友和会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤の役員及び評議員の報酬等は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

2 常勤の役員に対しては、定款第21条にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。